

幼稚園入園案内

～1号認定(教育標準時間認定)申請手続き～

1. 申し込み先

入園を希望する幼稚園へ申し込みください。

2. 申し込み受付期間

➤ 令和6年4月入園希望

令和5年11月1日(水)～12月8日(金) (土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前 8:30～午後 5:00 ※12月11日(月)以降も受け付けますが、手続きが遅れる場合があります

➤ 年度途中(令和6年5月～令和7年3月)の入園希望

入園希望月の前月25日まで (土曜日、日曜日の場合は直前の開庁日)

入園開始日は、毎月1日からとなります。

3. 入園資格

3歳児(令和2年4月2日生～令和3年4月1日生)

4歳児(平成31年4月2日生～令和2年4月1日生)

5歳児(平成30年4月2日生～平成31年4月1日生) ※私立幼稚園は満3歳児の入園も受付しています。

4. 幼稚園一覧及び問い合わせ先

※令和6年4月から摺沢幼稚園は摺沢こども園になります。

幼稚園名	区分	利用定員 (人)	所在地(連絡先)	電話番号
舞川幼稚園	公立	60	一関市舞川字館ノ越 22-12	28-2112
真滝幼稚園		60	一関市滝沢字水口 103-103	21-2156
赤荻幼稚園		90	一関市赤荻字桜町 237-2	25-4188
愛心幼稚園	私立	90	一関市大手町 7-5	23-5431
カトリック清心幼稚園		35	一関市千厩町千厩字町浦 47-1	52-2485

幼稚園の詳細については、ホームページでご確認ください。

●市外にお住まいの方は、住所のある自治体へ問い合わせください



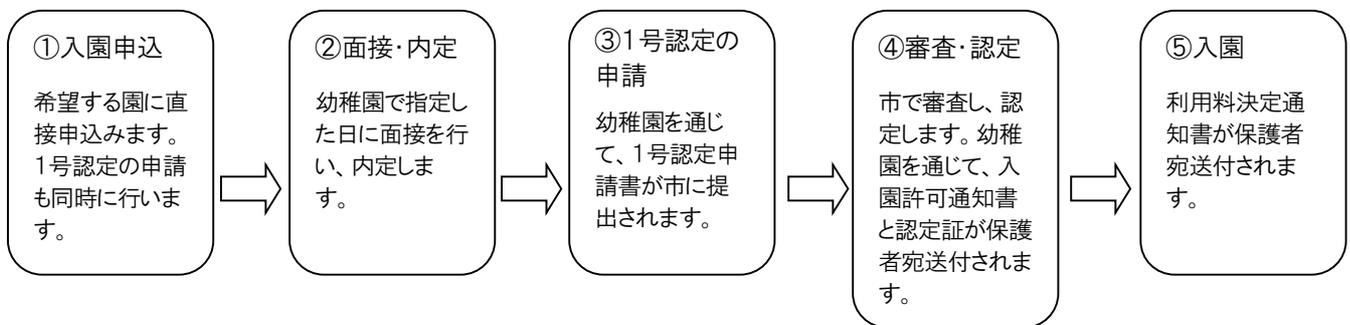
5. 教育・保育施設の利用と認定について

平成 27 年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育園等に入園する際に利用のための認定が必要となり、認定区分に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	対 象	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で小学校入学前のお子さん	幼稚園 認定こども園(幼稚園部門)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労等により保育を必要とする小学校入学前のお子さん	保育園 認定こども園(保育園部門)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保育を必要とするお子さん	地域型保育事業

6. 入園手続き(1号認定申請)の流れについて

入園を希望する幼稚園に、入園願書等必要な書類をそろえて、直接お申し込みください。



7. 申請書類について

※次の②～④については、公立・私立幼稚園共通です。

①入園願書

②教育・保育給付認定申請書(申請書裏面の記入上の注意をよく読んで記入してください)

お子さん1人につき1枚を提出してください。

世帯分離をしても、同居する家族全員分の情報を記入してください。同じ敷地内にお住まいの場合も同居とみなします。

保護者が扶養している、大学、高校への通学等で別居している申請児童の兄弟についてもご記入ください。

③個人番号(マイナンバー)届出書 ※記入例を参考に記入してください。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、幼稚園を利用する際の提出書類に個人番号(マイナンバー)の記載が義務付けられました。教育・保育給付認定申請書に記載した世帯員すべての個人番号を確認し、個人番号届出書に記入してください。

次の①～③のいずれかの個人番号を確認できる書類の添付が必要になります(保護者のみ)。

①個人番号カード(写)

②通知カード(写) + 本人確認書類 ※次の表のとおり

③個人番号記載の住民票または住民票記載事項証明書 + 本人確認書類 ※次の表のとおり

※本人確認書類とは

個人番号カードをお持ちでない場合	
写真付き身分証明の写し(下記から1点)	その他本人確認書類の写し(下記から2点)
<ul style="list-style-type: none"> ・住基カード(顔写真あり) ・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳、療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書 ・その他官公署等の発行する顔写真付きの資料(氏名、生年月日または住所の記載があるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・介護保険被保険者証 ・その他官公署等の発行する写真付きでない資料(氏名、生年月日または住所の記載があるもの)

④課税状況を確認する書類(父母の市町村民税課税証明書) ※該当者のみ

令和5年1月1日時点で一関市に住民登録がある方は提出を要しませんが、市民税額を確認するため課税台帳を閲覧させていただきます。(同意の上、入園手続きをしていただきます)

●次に該当する場合は、書類の提出が必要です。ただし、③個人番号(マイナンバー)届出書の提出により省略することができます。

状況	提出書類
当該年度の8月までに入園の場合・・・ 令和5年1月1日時点で一関市に住民登録がない保護者※住民登録をしていた市町村から取り寄せてください	令和5年度市町村民税課税証明書又は非課税証明書
当該年度の9月以降に入園の場合・・・ 令和6年1月1日時点で一関市に住民登録がない保護者※住民登録をしていた市町村から取り寄せてください	令和6年度市町村民税課税証明書又は非課税証明書
児童や同居の親族に障害者手帳等が交付されている	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書の写し

世帯の状況によって、同居の祖父母及び入園児童を税法上の扶養としている保護者の課税状況の確認が必要になります。

○課税状況を確認する保護者

- ・祖父母と別居の場合 ……父 母
- ・祖父母等と同居の場合
 - 父母の収入合計が103万円を超える ⇒ 父 母…(ア)
 - 父母の収入合計が103万円以下 ⇒ 父 母 祖父母…(イ)
- ・父母以外の者が児童を税法上扶養している ⇒ (ア)+扶養者、(イ)+扶養者

【ご注意ください】

所得が未申告の方は、税額の確認ができませんので、所得の申告を行ってください。

書類の未提出や所得の未申告などにより、課税の状況が確認できない場合は、給食費(おかず)等の費用の免除が受けられない場合もあります。

入園後、修正申告により税額が変更になる際は届け出てください。

8. 幼児教育・保育の無償化について

幼稚園の保育料は、令和元年10月1日から無償となりました。

預かり保育については、市から「保育の必要性の認定」を受けた場合、利用料が無償となります。

給食費や教材費、行事費、送迎費などは保護者負担となります。

～詳しくは、幼稚園または児童保育課(21-2172)にお問い合わせください。～

9. その他

● 認定内容の変更について

支給認定の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。
通園されている幼稚園にお申し出ください。

変更手続きが必要な場合…

- ・住所が変わったとき
- ・氏名が変わったとき
- ・世帯状況に変更があったとき(離婚または離婚調定による別居、保護者の婚姻、祖父母との同居や別居、子の出生、家族が障害者手帳や療育手帳の交付を受けた場合)など

様式第1号（第13条関係）

入 園 願 書

幼 児 名		男 ・ 女	生年月日	年 月 日生
本 籍				
現 住 所			電 話	
保護者名			幼児との 続 柄	
保護者の 職 業			勤 務 先	

貴園に入園させたいので、ご許可願います。

年 月 日

保護者 _____

一関市立 _____ 幼稚園長 様

教育・保育給付認定申請書

年 月 日

保護者氏名 _____

一関市長 様

次のとおり教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	障害者手帳等の有無
		年 月 日生(歳)	男・女	有・無
保護者の住所・連絡先	(住所)		(連絡先)	
認定番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。			

①世帯の状況

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等	障害者手帳等の有無	備考
入所児童の世帯員		父	年 月 日	男・女		有・無	同居・別居
		母	年 月 日	男・女		有・無	同居・別居
			年 月 日	男・女		有・無	
			年 月 日	男・女		有・無	
			年 月 日	男・女		有・無	
			年 月 日	男・女		有・無	
生活保護の状況			適用なし 適用あり(年 月 日保護開始)				

②利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用を希望する施設(事業者)名	第1希望 (希望理由)
	第2希望 (希望理由)
	第3希望 (希望理由)
	第4希望 (希望理由)
	第5希望 (希望理由)

③税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名(自署) _____

●施設記載欄(施設を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設名	
担当者氏名及び連絡先	(氏 名) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有 : 契約・内定(年 月 日契約(内定)) ・ 無
備 考	

記入上の注意

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入の上、一関市役所（施設を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「障害者手帳等の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入してください。
- 4 「認定番号」の欄は、申請児童が既に教育・保育給付認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定番号を記入してください。
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）、申請児童の兄弟姉妹（別居を含む）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「障害者手帳等の有無」欄は該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で申請児童の他に教育・保育給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定番号」を「備考」に記入してください。

なお、利用料の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。

- ・一関市から市民税の決定を受けている方は、課税額を確認するため課税台帳を閲覧させていただきます。（同意のうえ教育・保育給付認定申請手続きをしていただきます）
- ・次に該当する場合は書類を提出してください。

状 況	提 出 書 類
児童や同居の親族に障害者手帳等が交付されている	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書の写し
離婚協議または離婚調停中で、現在、配偶者と別居している	協議離婚申し入れに係る内容証明郵便、調停期日呼び出し状、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等の写し

・世帯の状況によって、同居の祖父母等及び申請児童を税法上の扶養としている保護者の課税情報の確認が必要になります。

祖父母等との同居・別居	父母の収入合計	児童の税法上の扶養者	課税状況を確認する保護者
別居	—	—	父+母
同居	103万円を超える	父母	父+母
		父母以外	父+母+扶養者
	103万円以下	父母	父+母+祖父母等
		父母以外	父+母+祖父母等+扶養者

- 6 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設の利用を希望する期間を記入してください。
- 7 ②「利用を希望する施設名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入し、また、その施設を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いため等）を記入してください。
- 8 ③「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認の上、署名してください。

（留意事項）

翌年4月入園（利用）に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要すことから、審査結果は翌年1月末以降にお知らせします。

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、保育所や認定こども園、地域型保育事業等を利用する際の提出書類に、個人番号(マイナンバー)の記載が義務付けられました。

皆様の保育料・利用者負担額や保育・教育に係る給付額を正しく算定するため、個人番号(マイナンバー)のご記入をお願いします。

個人番号(マイナンバー)届出書

一関市長 様

提出日 年 月 日

保育・教育施設の利用にあたり、個人番号(マイナンバー)を利用し、税情報等を確認することに同意し、下記のとおり保護者及び同居世帯員の個人番号(マイナンバー)を届け出ます。

氏名
(保護者) _____

ふりがな 保護者氏名	児童と の続柄	個人番号(マイナンバー)																		



個人番号を確認できる書類を添付してください。

(下記①～③のいずれか)

- ①個人番号カードまたは写し
- ②通知カードまたは写し+本人確認書類
- ③個人番号記載の住民票または住民票記載事項証明書+本人確認書類

※本人確認書類については裏面をご確認ください。

◇児童を含む同居している方全員の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

◇単身赴任等で別住所になっている保護者及び生計を同一にする子どもについても記入をお願いします。

ふりがな 世帯員氏名	児童と の続柄	個人番号(マイナンバー)																		



個人番号を確認できる書類の添付は不要です。

《担当課確認欄》

個人番号確認書類	本人確認書類	
	写真付き身分証明書 (1点)	その他本人確認書類 (2点必要)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード (本人確認資料不要) <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票、住民票記載事項証明書	<input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児扶証書 <input type="checkbox"/> 特児証書 <input type="checkbox"/> その他

本人確認書類について

通知カードの写し、個人番号が記載された公的書類 （住民票又は住民記載事項証明書）を提出の場合

① 以下のいずれかの書類の写しを1点添付してください。

- ・住基カード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書
- ・その他官公署等の発行する写真付きの資料（氏名、生年月日又は住所の記載があるもの）

② ①の添付が困難である場合は、以下のいずれかの書類の写しを2点添付してください。

- ・公的医療保険の被保険者証※1 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書 ・その他官公署等の発行する写真付きでない資料（氏名、生年月日又は住所の記載があるもの）

※1 被保険者証の写しを提示いただく場合、保険者番号及び、被保険者等記号・番号等には、マスキングを施していただきますようお願いいたします。
（プライバシー保護の観点から、保険者番号及び被保険者等記号・番号等について告知を求めることを禁止される規定が設けられ、令和2年10月1日から施行されたことによるものです。）

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等を利用する際の提出書類に、個人番号(マイナンバー)の記載が義務付けられました。

皆様の保育料・利用者負担額や保育・教育に係る給付額を正しく算定するため、個人番号(マイナンバー)のご記入をお願いします。

個人番号(マイナンバー)届出書

一関市長 殿

提出日 令和4年 11月 15日

保育・教育施設の利用にあたり、個人番号(マイナンバー)を利用し、税情報等を確認することに同意し、下記のとおり保護者及び同居世帯員の個人番号(マイナンバー)を届け出ます。

【記入例】

氏名 一 関 正
(保護者) _____

ふりがな 保護者氏名	児童との続柄	個人番号(マイナンバー)													
いちのせき ただし 一 関 正	父	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	0	1



個人番号確認が可能な書類を添付してください。

(下記①～③のいずれかを提出)

- ①個人番号カード(写)
- ②通知カード(写)+本人確認資料
- ③個人番号記載の住民票または住民票記載事項証明書+本人確認資料

※本人確認資料については裏面をご確認ください。

◇児童を含む同居している方全員の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

◇単身赴任等で別住所になっている保護者及び生計を同一にする子どもについても記入をお願いします。

ふりがな 世帯員氏名	児童との続柄	個人番号(マイナンバー)													
いちのせき はなこ 一 関 花子	母	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	0	2
いちのせき さくら 一 関 さくら	姉	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	0	3
いちのせき たいら 一 関 平	兄	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	0	4
いちのせき なる 一 関 成	本人	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	0	5
いちのせき あきお 一 関 昭男	祖父	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	1
いちのせき かずこ 一 関 和子	祖母	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2
いちのせき はる 一 関 ハル	曾祖母	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	3
						-					-				



個人番号確認が可能な書類の添付は不要です。

《担当課確認欄》

個人番号確認資料	本人確認資料	
	写真付き身分証明書(1点)	その他本人確認資料(2点必要)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード (本人確認資料不要) <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票、住民票記載事項証明書	<input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児扶証書 <input type="checkbox"/> 特児証書 <input type="checkbox"/> その他

本人確認資料について

通知カードの写し、個人番号が記載された公的書類
(住民票の写しまたは住民記載事項証明書)を提出の場合

① 以下のいずれかの書類の写しを1点添付してください。

- ・住基カード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書
- ・その他官公署等の発行する写真付きの資料（氏名、生年月日又は住所の記載があるもの）

② ①の添付が困難である場合は、以下のいずれかの書類の写しを2点添付してください。

- ・公的医療保険の被保険者証※1 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書 ・その他官公署等の発行する写真付きでない資料（氏名、生年月日又は住所の記載があるもの）

※1 被保険者証の写しを提示いただく場合、保険者番号及び、被保険者等記号・番号等には、マスキングを施していただきますようお願いします。
(プライバシー保護の観点から、保険者番号及び被保険者等記号・番号等について告知を求めることを禁止される規定が設けられ、令和2年10月1日から施行されたことによるものです。)